

加盟大学及び附属病院の消費税負担額について

平成25年11月21日

一般社団法人 日本私立医科大学協会

1

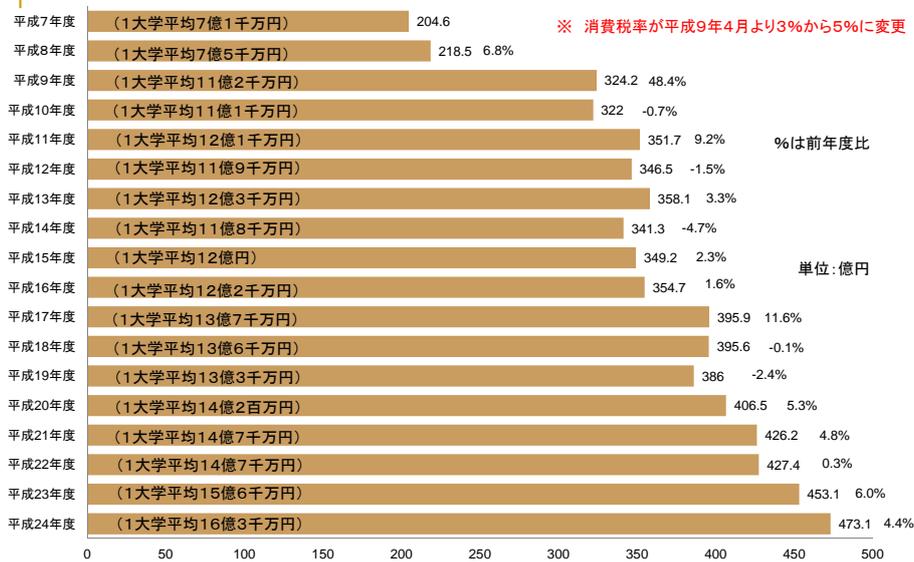
加盟29大学法人実質消費税負担総額

	平成2年度	平成9年度	平成24年度
29大学総額	142億3千万円	324億2千万円	473億1千万円
1大学平均	4億9千万円	11億2千万円	16億3千万円

今後、消費税が1%上昇すると仮定すると、1大学当たり3億3千万円程度負担額が増加すると予測される。

2

加盟29大学の消費税負担総額の推移



3

病院部門消費税負担額 (消費税納付額除く)

■ 本院・分院総合計

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
82病院	82病院	82病院	83病院	82病院
297億円	302億円	309億円	334億円	346億円

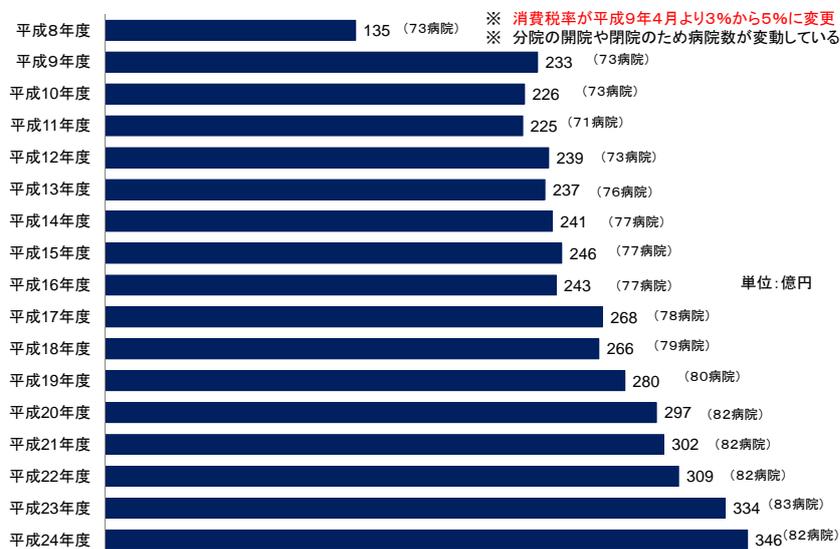


診療報酬における補填として1.53%が上乘せされているとすると、補填後消費税負担額(転嫁できない消費税負担額)は、下記のとおりである。

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
82病院	82病院	82病院	83病院	82病院
136億円	133億円	129億円	146億円	153億円

4

加盟大学附属病院消費税負担額の推移(消費税納付額除く)



5

平成元年4月実施の消費税法は、最終消費者がその税額を負担することとしているにも拘わらず、政策上非課税とした3項目(医療・教育・福祉)については、事業者である学校法人等が消費税を負担しなければならないという矛盾を抱えている。

消費税の非課税措置により、医科大学は課税仕入(例:教育機器、建築費、書籍、コンピュータ、医療機器、医薬品、医療材料費、光熱水費等)にかかる消費税が、総収入に対する課税収入割合に相応する部分しか仕入税額控除ができない。



学校法人の負担増

6

■日本医師会 平成23年度税制改正要望

平成23年9月12日開催の日本医師会との懇談会において、確認した項目は以下のとおり。



- ①社会保険診療報酬に対する消費税の非課税制度を患者負担を増加させない課税制度に改善。
- ②上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、設備投資に係る仕入税額控除の特例措置創設。

7

日本私立医科大学協会は、日本私立大学団体連合会、日本医師会等関係団体と連携をとり、文部科学省・政府税制調査会・財務省・厚生労働省他関係各方面と税負担解消の折衝を継続して行っている。

8